

## 週末里親

※事前面接が必要

週末里親とは、児童福祉施設で生活している子どもを、月に1～2回の週末や長期休みなどに、ご自身の家庭に迎えて、家庭生活の体験を行っていただくボランティアです。

子どもたちのために、あなたにできる範囲ではじめてみませんか？



## 「里親会」でつながりを

里親会は、里親さんの当事者団体です。大阪市には、「大阪市里親会」があり、里子の養育の向上を目的として、里親同士の交流会や、子どもと一緒に参加できる行事などを行っています。

ちょっとしたことでも話したり、相談できるつながりを築くことができます。

## 里親に関するよくある質問

Q. 実子がいても、里親になれますか？

A. 子どもを家庭に迎えるにあたっては、ご家族全員の気持ち大切です。よく話し合っ、ご家族全員から了解が得られれば大丈夫です。

Q. 単身でも、里親になれますか？

A. 単身や婚姻していない場合でも、里親になることができます。



各センターの地図を掲載しています。

大阪市ホームページ「さとおやってなあと？」

此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区  
住之江区、西成区にお住まいの方

【管轄のこども相談センター】

## 中央こども相談センター

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央 1-17-5  
TEL: 06-4301-3156 (里親子包括支援室)  
FAX: 06-6944-2060

【管轄の里親支援機関】

社会福祉法人 四恩学園

## 中央里親支援機関 結い

〒543-0052 大阪市天王寺区大道 3-1-19  
TEL: 06-6776-2983 FAX: 06-6776-2984  
E-Mail: yui-satooya@shiongakuen.or.jp

北区、都島区、福島区、西淀川区、淀川区  
東淀川区、旭区にお住まいの方

【管轄のこども相談センター】

## 北部こども相談センター

〒533-0032 大阪市東淀川区淡路 3-13-36  
TEL: 06-6195-4114(代表) FAX: 06-6195-2314

【管轄の里親支援機関】

社会福祉法人 博愛社

## 北部里親支援機関 かなーちえ

〒532-0028 大阪市淀川区十三元今里 3 丁目 1-72  
TEL: 06-4862-7212 FAX: 06-6301-5347  
E-Mail: kana-che@hakuaisha-welfare.net

阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区にお住まいの方

【管轄のこども相談センター】

## 南部こども相談センター

〒547-0026 大阪市平野区喜連西 6-2-55  
TEL: 06-6718-5050(代表) FAX: 06-6797-1511

【管轄の里親支援機関】

社会福祉法人 大阪福祉事業財団

南部里親支援機関 <sup>みかた</sup>mikata

〒546-0012  
大阪市東住吉区中野 3-6-15 サンソレイユ 202 号室  
TEL: 06-6718-4078 FAX: 06-6718-4079  
E-Mail: mikata.n@sumirenyuujiin.com

さとおや

ってなあと??



不大阪市

\* 里親制度や里親になる手続き等のお問合せ  
…各里親支援機関まで (受付時間: 平日 9:30 ~ 17:30)  
\* 各こども相談センターの受付時間は平日 9:00 ~ 17:30 です。(来所相談は予約が必要です)

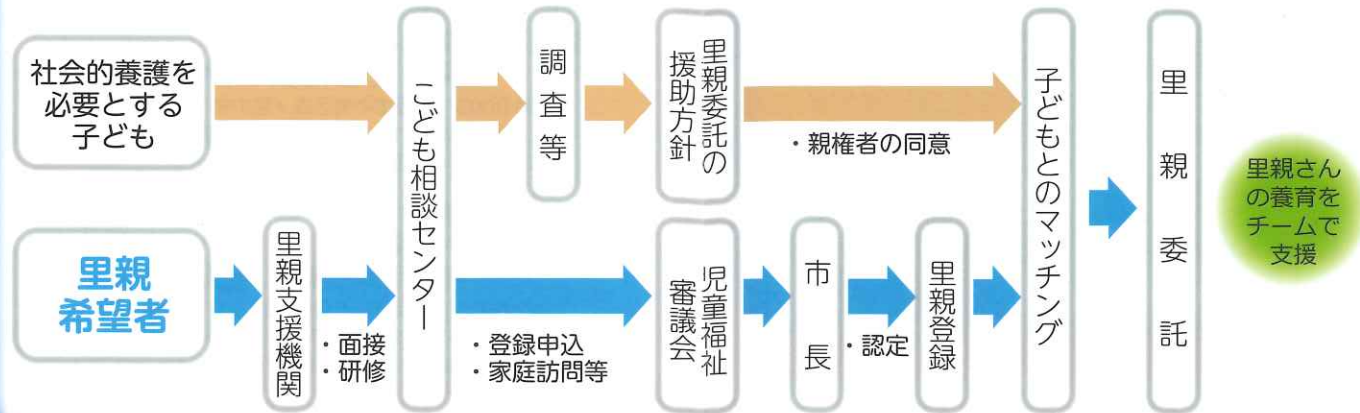
## さとおやってなあに??

子どもは安定した環境の中、保護者の支えを得ながら、心身共に成長していきます。

しかし現実には、家庭のさまざまな事情で保護者と離れて暮らさなければならない子どもが数多くいます。

こうした子どもたちを、深い愛情と理解をもってご家庭で育ててくださる方を「里親」といいます。

## さとおやになる手続き



## さとおやの種類

### 養育里親

(※登録前研修が必要)

子どもがもとの家庭で生活できるようになるまで、あるいは、自立できるようになるまでの一定期間、ご自身の家庭で養育してくださる方。一週間などの短期預かりもあります。

### 養子縁組里親

(※登録前研修が必要)

保護者がいないまたは育てられない子どもを、養子縁組を前提として養育してくださる方。

### 専門里親

(※一定の要件と養成研修が必要)

虐待などで心身に傷ついた子どもに対し、経験と専門知識を生かし、ご自身の家庭で養育してくださる方。

### 親族里親

(※特定の要件が必要)

両親等が行方不明・死亡・拘禁・長期入院などの理由で子どもを養育する人がいない場合、扶養義務者及びその配偶者である親族で養育してくださる方。

## 子どもをチームで育てましょう (チーム養育)

社会的養護の担い手として、こども相談センター、関係機関、地域とチームとなって子どもを育てていきます。ご自身の子どもを育てるのとは違います。心配や不安なことは遠慮なく相談してください。



★養育していただく子どもの生活費や医療費、里親手当等は、公費で支給されます。手当等は里親の種類により異なります。